

第42回
東京地方裁判所委員会
(平成29年10月25日開催)

東京地方裁判所委員会（第42回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

第1 日時

平成29年10月25日（水）午後3時30分～午後5時00分

第2 場所

東京地方裁判所第一会議室

第3 出席者

（委員） 上原智明，太田晃詳，大野勝則，岡野 保，小川久美子，奥田正昭，門柳明子，坂本かよみ，柴垣明彦，高瀬浩造，高野佳子，内藤順也，中山孝雄，早瀬保行，増田悦子，増田径子，森本英彦，矢尾和子，山口英幸

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，東京簡裁事務部長，東京地裁総務課長，同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長

（プレゼンター）

東京地方裁判所事務局長 佐野寛次

第4 議題

「裁判所における災害発生時の対応について」

第5 配布資料

「裁判所における災害発生時の対応について」と題するレジュメ（パワーポイント）

第6 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（大野委員，門柳委員，坂本委員，高瀬委員，高野委員，内藤委員，中山委員，増田悦子委員，増田径子委員，山口委員）

3 委員長代理の指名

委員長から委員長代理として早瀬委員が指名された。

4 議題「裁判所における災害発生時の対応について」

【発言者の表示＝◎：奥田委員長，○：委員，■：プレゼンター，●裁判所職員】

裁判所における災害発生時の対応について，特に大規模地震に焦点を当てて，「震災初期段階の対応」と「震災収束段階における対応」の2つの場面に分けて，「震災初期段階の対応」の場面では，「合同庁舎の概要」，「業務継続計画（BCP）」，「裁判所利用者の安全確保」について，「震災収束段階における対応」の場面では，「裁判所の継続業務」，「帰宅困難者のケア」について，プレゼンターによる説明があった後，以下のとおり質疑応答があった。

- ◎ 内容が多岐にわたっていますので，まずただ今のプレゼンテーションに対する質問等があればお聞きしたいと思います。
- 今御説明があった中で，民事法廷からの移動は書記官による待機場所への誘導とのことで，一定の場所に一定数を集めるということになると思いますが，例えば，この建物

の中でどういう場所を想定されているのか教えていただきたいと思います。

- 基本的に、1階、2階を考えております。1階の場合であれば大法廷がありますので、そちらを待機場所にするということも考えられますし、2階の場合であれば裁判員候補者待合室がありますので、そちらが考えられます。待機場所へ移動される方の人数と規模を見ながら、1階や2階の大きな部屋へ誘導したいと考えています。
- とても立派な計画を作っていることに感心しましたが、この庁舎に来庁される方が普段どのくらいいらっしゃるのか、また職員の方も含めてどのくらいいるのか、また、防災備蓄品はどのくらい用意されているのかについて、お伺いしたいのですが。
- 来庁されている方の人数は時間帯によって異なりますが、多い時間帯では2,100人くらいの方がこの庁舎に滞在されています。その上で、4割くらいの方が帰宅困難になることを想定しまして、約840人分の3日分の防災用品を用意しております。また、この庁舎に勤務している職員数も約2,100人おり、これらの職員にも別に防災用品を用意しています。
- 今840人分とのことでしたが、千代田区という場所から考えて、東京駅や都心の方から帰ろうとする途中で寄るといことが考えられると思うのですが、こちらに来ていた方以外の帰宅困難者の方というのは想定されてますでしょうか、という点と、一番多い時で2,100人の約4割ということでしたが、少し増えた場合に、応急措置として追加の物資の支援や調達をするということは想定されてますでしょうか、という点についてお願いします。
- 基本的には、裁判所にいらっしゃった方について対応したいと考えておりますが、それだけではなく、東京都の要請もございましょうし、他の場所にいらっしゃって帰れない方についても受け入れたいと思っております。そういう意味でも、開かれた裁判所というふうに思っております。それから、防災備蓄品については、東京地裁としてもこの庁舎を含めて管内に12の庁舎を持っていますし、最高裁も別にございます。それぞれの庁舎に一定の防災備蓄がございます。もっと言いますと全国に裁判所がございまして、実際に熊本地震の時もそうだったのですが、何かあった場合に他の裁判所から被災した裁判所に対して救援物資の送付ということもできます。時間等は若干かかりますが、そのような形で他の庁舎又は他庁から防災備蓄品等を集めることも可能です。
- ◎ この近辺は官庁街ですので、一般の方が多数出入りするという場面とは違う所で、それぞれの官庁でそれぞれの官庁内の対応が可能ということも踏まえて考えると、メインはやはり在庁している方々のことを考えようということになりますが、ただ、外部的な受け入れを望む方については、別途考慮はするという話だと思っております。
- 緊急地震速報に基づくアナウンスというのは、地震がまだ起きていないわけですから、正常な業務状態でのアナウンスになりますので、いろんな手段で、伝達が可能だと思うのですが、地震が発生した以降は、場合によると庁内の情報伝達にかなり障害が発生し

ている状態だと思います。そのあたりの情報伝達をどうされるつもりでしょうか。例えば、どこどこに集合であるとか職員に対して何か指示を出すにしても、本当に庁内のアナウンスが機能しているのかという問題もあると思います。もう一点は、アナウンスという話がよく出てきますが、来庁者の中には場合によると聴覚障害の方々も当然一定の確率でいらっしゃると思いますが、そうするとアナウンスでは指示ができないと思います。私どもの大学では国から指示があったので、いたるところにディスプレイを付けて聴覚障害の人が必ず分かるようにしました。もちろんその後大きな地震があったわけではないのでまだ有効利用はされておりましたが、裁判所としては聴覚障害の方への配慮としてはどうお考えでしょうか。

- 裁判所に来られる方を大きく分けると事件関係者の方と一般の傍聴の方がおります。事件関係者の方で聴覚障害の方につきましては、裁判所は本人や代理人の情報を持っており、それを基に裁判手続を進めておりますので、その裁判手続に対応している書記官等が筆談等で御案内することになります。他方で、一般傍聴の方については、その方が仮に耳が不自由な場合に、すぐに把握して対応できるかという問題は検討しなければならないと思っておりますが、いずれにしても、筆談等を利用しながら館内放送だけでは十分に対応できない部分については個別に対応したいと考えております。

伝達する情報については、基本的には、最高裁からの情報及び実際の報道を基にして、庁内にいらっしゃる方に有益だと判断した情報を掻い摘んで館内放送で御案内するという方法が基本になります。

- 基本的には館内放送に依存するということですね。
- ◎ はい。他にプレゼンテーションの中身について質問等はございますか。
- 基本的には法廷等で把握されている方はよろしいかと思いますが、実際は待合室や廊下にいる方も多と思うのですが、そういう方に対する避難指示は、法廷にあるヘルメットの配布以外に何か考えていることはありますか。例えば、それぞれの階に担当者を配置して見回る等が考えられると思いますが、そのような対策は取られているのでしょうか。
- 先ほどは法廷に焦点を当てましたが、法廷以外に例えば廊下や待合室、その他の場所に一般の方がいると考えられますので、そのような場所については、手分けして状況確認をした上で必要な対応及び情報伝達をしたいと考えております。
- ◎ 他に前提として質問しておきたいことはございますか。

それでは、項目を分けて議論していきたいと思っております。感想、御意見、アドバイス等をいただければありがたいと思っております。

まず、大規模地震が起こった直後の対応につきまして、現場で避難措置を取ってもらって順次落ち着いたら誘導していくという直後の対応について、どうしてこうなっているのかとか、こういうことは考えていないのかとか、御指摘があれば伺いたいと思っておりますが、どなたかございませんでしょうか。

法廷の場合には、行動チェックリストを備え置いて、それに従って裁判官が適時指示をしていくというスタイルを取っておりますが、その記載内容、注目事項等、あるいは安全確保のための態勢、配慮についても含めて何か御意見ございませんでしょうか。

- 災害時の想定として、おそらく大災害が起きると大混乱が起きて職員も来庁者もないのではないかと考えられます。裁判所は白い壁にたくさんの部屋があって分かりづらいという印象があるので、市民が混乱時にいざ何か起きたときにこういうルートで動くのかということが分かる誘導のための表示等があればいいのかなと思います。災害時は、市民の方も自分も他者のために何か行動したいという思いが発生すると思うのですが、そのようなときにどのように動けばいいのか分からないというのは、どうかと思います。市民の目で災害時の行動等が分かるようなものがあるといいのかなと思います。
- ◎ 具体的にどんなものを表示すれば動きやすくなるか等ございますでしょうか。
- 非常階段の表示はありましたか。
- ◎ ございます。病院等ではどの科に行くか等の動線が色を付けて廊下に表示されていて、非常に分かりやすいですし、そういった意味では、裁判所はそのような表示はしていないので、どこに何があるか分かりづらいのかもしれないと思うのですが、それが分かることによって災害時に対応するためのきっかけになるかということになると、私もイメージがすぐにはできないところですので。
- 裁判所は市民から距離があるので、どこが入っていい部屋でどこが入ってはいけない部屋なのか分からない部分があり、みんなで協力し合うときに、非常階段は混雑しているだろうし、エレベーターは止まるだろうし、どうやって動くか分からなくなってしまわないかと思っています。
- ◎ そのような混乱を防ぐためにとりあえず現場で待機をしていただいて、適切な情報を提供した上で、必要な方は御自分で動いていただき、状況によっては裁判所の方で適切な場所に誘導し、かつ、階段を降りる際には、どの階段は危ないから使ってはいけないとか、どの階段を使って降りてくださいとか誘導していくことになります。そういった意味では、我々の方が主導的に動く場面というのはかなりあるのではないかと考えております。現場で御協力はいただくにせよ、一定程度落ち着いた段階で役割分担して手伝っていただければ助かると思うのですが、直後に皆がてんでバラバラに動くというのは、かえって混乱を大きくすることにもなりかねないということも危惧しております。
- 初期は裁判所の職員に誘導を任せて、その後の協力態勢としては市民も協力して動くということを想定していただけるとありがたいと思います。
- 今のことと関連して、大学や病院の安全管理しか分かりませんが、今委員長が述べたように災害発生時に勝手に行動されるのが一番困ると思います。そして、どのタイミングまでに行動の指示が出せるのか、例えば、何階の方はどこを通過してどこへ移動

してください、あるいは、場合によっては避難経路に人が集中してしまうかもしれませんが、フロアごとに時間を区切らなければいけなくなると思いますが、それが本当にアナウンスでうまく案内できるのかという部分は気になっております。指示が、担当する書記官に比較的早く緻密に伝達されるかどうかの決め手は通信手段だと思えますし、災害時の通信手段をどうやって確保するのが非常に重要なので、その点について質問させていただきたいと思えます。

病院では、どうしているかという、緊急用のトランシーバーをかなり多く用意しております。それ以外に使用することはないのですが、災害時はアナウンスではなくトランシーバーを使って、それぞれの場所にいる担当者に対して、指示を順番に出していきます。災害時の訓練は、ほとんどそのような訓練ばかりをやっています。病院の場合は特に動けない方が多いので、そのような方を動かすためには、どこに人を配置してどのように動かすかが重要となります。病院ではそのようなことも訓練していますので参考にされてはいかがでしょうかと思えます。

トランシーバーは用意されてますでしょうか。

- ◎ 一定数のトランシーバーは当庁でも用意していて、連絡に使ってはいるのですが、そんなにたくさんは用意しておりません。
- 万が一館内放送が不調な場合には、トランシーバーとハンドマイクでアナウンスすることになると思っています。基本的には、館内放送が支障なく流れているのが実情なので、館内放送をベースにしながらい足りないところは無線やハンドマイクで対応したいと考えています。
- この段階でお話しすることではないかもしれませんが、この建物の電源がどういうふうに維持されるのかによって決まってしまうのではないかと思います。館内放送も一般的に無停電がついているのですが、だいたい20分くらいしか機能しません。20分くらいで館内放送は止まってしまうのですが。
- ◎ それでは、非常電源のことについて説明させていただきます。事務局長お願いします。
- 当庁の建物は自家発電ができておりまして、10時間程度は自家発電装置で賄えます。館内放送を始め、本部になる所長室、総務課、防災センターについては電気が来るとようになっておりますので、とりあえずの電源確保はできていると思っております。
- 電源容量についても、それら全てがカバーできるように用意されているのでしょうか。
- ◎ 最小限の通信機器については、カバーできるものと考えています。10時間程度ということではあります。ちなみに高瀬委員の勤務されている病院では、トランシーバーの数はどのくらいなのでしょう。
- トランシーバーは100台くらい用意しております。ちなみに医療機関のもっと大きな問題は、病院というものは非常に多くの電気を必要とするのですが、6割くらいの電気が供給されないと患者の生命に危険が発生することが分かっています。自家発電には

二種類あって緊急用の自家発電と常時回している自家発電とがあります。常時回しているものは電気代節約のためのものですが、災害時の自家発電は3日間しか使えないので、医療機関としては3日以内に電力を復旧しないとイケないということになります。ですからそういう態勢はとっております。

- ◎ 医療機関という特殊な部分がありますが、入院されている方も相応にいて動けない方もかなりいるという意味では裁判所とは状況が違うところはあると思いますが、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。
- 帰宅困難者の方々に対する物資の供給もそうですが、情報を適宜御案内しないと不安になるということがあるので、情報提供を随時するということが必要だろうということと、こちらの建物は丈夫だということですが、構造上は大丈夫でも天井が落ちてくるとかが考えられ、怪我をされる方もいると思います。傍聴席の方は、隠れる場所がないようなので怪我をする可能性もあると思います。そういったときに怪我をされた人への対応というのはどのようになっているのでしょうか。
- ◎ まず、一般の方への情報提供の点については、御指摘をいただきましたので、それについて適切な情報提供ができるように十分な配慮をしたいと考えております。怪我をした人への対応については、事務局長から説明をしてもらいます。
- この建物の18階には、共済組合の診療所がございまして、医師や看護師がいる時間帯があります。そういった時間帯であれば、医師や看護師による対応というのが考えられますが、基本的には内科の医師ですし、外科用の手術設備のようなものではありませんので、あくまで応急処置というもののみになるかと思えます。
- ◎ その程度の対応は、医師がいる時間帯であれば可能という回答になりますが、よろしいでしょうか。

なお、災害時に傍聴席にいた場合の対応についての写真が資料にありましたが、頭を守る形でしゃがむ理由としては、一番危険なのは照明設備が落下してくることなのですが、傍聴席の背もたれがクッションになりますので、直接的な衝撃を避けられるようにするためです。その意味で、背もたれより低い姿勢になっていただくということを案内しています。本当は隠れる場所があるのが一番いいのですが、庁舎の構造上難しいので、しゃがむようにアナウンスさせていただくということになっております。

他の方々はいかがでしょう。

- 先ほど3.11のお話が出たので関連してお伺いしたいのですが、東日本大震災のときに東京地裁がどういう状況だったのか聞いていないのですが、帰宅困難者も相当集まられたのかなと想像できるのですが、当時の状況がどうだったのかということと、そこから得られた課題や教訓がもしあれば教えていただきたいというのが1つあります。

もう1つは、大変立派な業務継続計画を作成されているというのを感じたのですが、

計画を作っても現場の職員にどれだけ浸透するかというのが大事だと思うのですが、そのための訓練は、どの程度の範囲でどのくらいの頻度で行っているのでしょうか。

◎ 東日本大震災時の東京地裁の実情、そこから得られた教訓等についてと、業務継続計画を実現するための訓練について質問がありましたが、その点について、事務局長お願いします。

■ 3. 1 1のときは東京地裁の事務局次長をやっておりましたが、確かに帰宅できない職員がでました。東京地裁と隣の東京家裁の棟と合わせて約500人の職員が帰宅できませんでした。当時はまだそこまで大型地震を想定した防災用品がそろっているわけではなかったもので、毛布等も足りず、帰宅困難者に対する十分なものがなかったという状態でした。そういった反省も踏まえて、現在は職員の分として防災用品を配布していますし、840人程度の来庁者用の3日分の食料等を用意しております。そのような意味では、3. 1 1が防災への教訓となっていると言えると思います。

◎ 3. 1 1のときに外部の方が助けを求めて庁舎内に来るということはあまりなかったのですか。

■ そのようなことはなかったと記憶しています。

◎ では、二つ目の防災訓練の点についても説明をお願いします。

■ 現場への浸透というのは非常に重要だと認識しておりまして、例えば、今年9月には全法廷に全裁判官に入ってもらって、法廷中に地震が発生した場合にどのように対応するかという訓練を実施しました。また、情報伝達訓練も7月に行っております。情報伝達訓練は来月にも実施が予定されております。このように早期にどのような状況なのかを把握し適切に対応するための訓練を繰り返す中で、職員全体に防災意識を高めてもらい、浸透させていきたいと考えております。

○ 私は、警視庁に勤めておりますので、災害があった場合にはまさに当事者として救助等をする側なので、コメントしづらい部分もありますが、3. 1 1の東日本大震災以降、警察も各警察署及び警視庁で災害が起こった時にどのように対応するか、ものすごく徹底して検討するようにはなっております。そういった中で本日は拝見させていただいて、裁判所の方で非常によく考えているなと感じたのは、現場の管理者の責任が問われることとなりますので、法廷中であれば裁判官が管理者になると思うのですが、管理者はいかにして危険回避措置を取ったか取らなかったかという部分が大きいと思います。日頃からマニュアルができていてもなかなか災害が起きた瞬間にマニュアルに手はいかないので、そういった意味でテーブルに行動チェックリストを備え置いて、地震等の災害の時にはそれを取ってその場で現場でアナウンスする内容が目の前にあるというのは素晴らしいやり方だなと思います。警察でもマニュアルは作っているのですがここまで深く考えていなくて、会議場でも何かあったときに、確認するものを目の届くところに置いておくというのは重要なのだと思います。例えば、3. 1 1のときに九段会館の天井が落ちて何人もの方が亡くなったのですが、あのときは

九段会館で集会をしていた会の主催者が地震が起きたときに、皆さんその場で留まってください、不用意に外に出ないでくださいと言っていたら天井が落ちてきてしまい、不幸にして何人もの方が圧死してしまったという状況なのですが、集会の主催者の方は、会館の管理者ではなく、たまたまそこを借りていた方なので、まさか天井が落ちてくるということは予想できず、そこまでの責任を取れなかったのですが、地震が起きたときはどうするべきかを考えておいて、その結果思いもよらない、例えばビル全体が倒壊するような事態となればそれは別の話ですが、普段からきちんと考えて検討しておく、安全配慮ための指示も備え置かれている、ヘルメットも備え付けられているというのは素晴らしい対応だと思います。

◎ ありがとうございます。利用者の側から見て、心配な点等があれば御指摘いただけないでしょうか。

○ 利用者の立場という話と少し違うのかもしれませんが、BCPとして民間企業にいてすぐに頭に浮かぶのは、できれば明日も通常に業務をしたいということですが、そのときに今の時代にアキレス腱になるのは、データベースや情報ネットワークだと思うのですが、これらに支障が出ると業務ができないということが多いため、例えばデータベースの複線化をする等の対策がなされることが多いと思いますが、そのような議論がされていないかというのが1点です。

もう1つは、出先というか支部が深刻な被害を受けた場合に本部として人を派遣したり物的な補助をしたりということも重要ですが、このあたりはどのように対策されているのでしょうか。

◎ 本日は本庁の建物での災害時について、説明させていただいたので、データ全体のことについては、答えられる範囲で答えさせていただきます。

■ 最高裁にてセンターサーバー方式を取っております。最高裁で全体の情報のバックアップを取っておりますので、ある場所が障害を起こしても別のバックアップデータがありますので、特定の場所で特定の端末が復旧しないとその端末自体のデータは使えないということはありますが、大元にあります業務系データ自体は大丈夫ですので、そのような意味では早期に職員を確保できれば業務も早期に回復できると思います。

出先の関係はまさにおっしゃる通りでして、現に住んでいる場所と実際に働いている場所というのは最寄り駅が異なることが多いのですが、閉庁時に災害が起きた場合に最寄りの裁判所、登庁可能な裁判所はどこにあるのかというのを把握しておき、非常時の場合は、例えば普段は東京地裁に勤務している職員でも家が横浜地裁に近ければ横浜地裁に登庁したり、また、その逆であったりという方法で、少しでも登庁可能な職員を確保できるようにしています。高裁を通じてそのような情報を共有して、各裁判所間で応援態勢を取っております。

◎ 裁判所ごとに責任者を決めております。責任者は、支部であれば庶務課長なのですが、庶務課長が登庁して一人でできることであれば一人でやるでしょうし、職員の安

否も含めて情報を集めて本部へ連絡することとなっています。本庁本部へ連絡が来たら、必要な支援があれば人的支援を含めて手当てをしていくというはやっております。各支部や独立簡裁ごとにも年に少なくとも1回程度は防災訓練をやっており、実際の対応を訓練しております。

- 今、情報の話がでましたのでそれについて2つお伺いしたいのですが、安否確認の話もあったのですが、自分の被災した場所の近くの裁判所に行けばいいということになると、そのような場所から情報を集めるのでしょうか。一般企業は、社員の安否確認システムというのを持っていて、災害時には問い合わせが来て、スマホのアプリでボタンを押せばそれだけでどこにいるか情報が飛ぶようになっているというようなシステムを持っていると思います。そのあたりはどう考えているのかをお聞きしたいと思います。もう1つは、来庁者の立場から言えば、裁判所に留まったときに、災害発生時はスマホ等の使用が制限されていると思うのですが、そのような状況でどこかに待機するように集められるわけですが、外部との通信手段が確保されていないとかなり混乱するのではないかと考えています。大学等では、退避したり集合したりする場所には、災害用の無線LANが引かれています。災害用なのですが、いつもONにしてあるので、日頃から学生が使っていて、用途は異なった使い方ですが、日頃から使っていればいざというときも使えるということが確認できているので、そういった意味では安心しています。もちろんそういったものまで破壊されるような大きな地震であれば使用できないかもしれませんが、震度が低い地震ほど発生頻度は高く、退避はするけど公共回線ネットワークは使える状況というのはかなり発生しているのは分かっているので、退避場所と指定されている場所にあらかじめ無線LANを引いておくということは、退避している人にとっては有効な外部との連絡手段になると思います。
- ◎ 我々の視点にはない御示唆をいただきありがとうございます。職員の安否確認についてシステムがあるのかということと、退避している方への情報通信手段の提供のあり方について事務局長お願いします。
- いずれも大変参考になりました。是非検討したいと思います。現状としては、職員安否確認システムについては、民間のメールサービスを利用させてもらい、職員の安否についてメールを集めてそれを集約するという態勢になっておりまして、特段システムと言えぬ形では構築されておられません。来庁者に対する外部との情報伝達手段については、おっしゃる通りだと思いますが、そこまで検討できていないというのが現状ですので、御示唆いただいたことを参考に検討していきたいと思っています。
- ◎ いろんな制約もあってなかなか難しい問題もあるのですが、考えてみたいと思います。
- 事件に関わっている弁護士として見ますと、法廷の途中で災害があったとなると、裁判長の指示で弁論を一度中断して、延期という話になると思うのですが、私からお伺いしたいのは、弁護士は手続を分かっていますが、本人訴訟の場合、自分の事件が

どうなるか、記録がどうなるか、次の期日がどうなるか、今の手続がちゃんと継続されていくのか不安になると思いますので、本人訴訟についてはそのあたりのケアもしていただけるとありがたいと思います。

- ◎ どの裁判官も本人訴訟の場合、次の手続がどうなるか等の説明は丁寧に行うように心掛けていると思いますが、なお一層徹底したいと思います。

他の方はいかがでしょうか。

- 私どもは、6年前の地震が起きてから、放送事業者としていろいろ考えて、地震に関しては管理システムも改善されてきたのですが、最近注目されているJアラートの関係では、まだ検討があまりされていないので、初動対応等について、裁判所で何か考えていることがあれば教えていただきたいと思います。

- Jアラートの関係については、対応するには鳴った後の時間が短いのですが、Jアラートの放送としては、「堅固な建物に避難してください。」という内容なので、「この建物は堅固な建物なので、この建物から慌てて避難する必要はありません。できるだけ窓から離れてください。」という内容をアナウンスすることになっています。この建物自体はかなり堅固な建物なので、Jアラートに関しては、窓から離れるようアナウンスすることで安全を守れると考えております。

- ◎ 緊急時の対応としては、当然このような問題も入ってくる問題だと思っております。

- 先ほど、館内で市民の皆さんの協力についての話をさせていただいたのですが、関東地域でいずれ大震災が起きるとするのは自覚しなければならないところだと思うのですが、裁判所に来る人が、裁判所内に災害時にこうなりますよという表示等があれば、この裁判所は災害に対してこのような取組みをしているのだということも分かりますし、日頃の心構えもできます。市民は災害については対応しておかなければならないという認識はありながらどこか関心がないような部分もありますので、公的機関の人たちがきちっと伝えてあげるということも必要なのかなということから先程の意見の補足をさせていただきました。

- ◎ 裁判所の施設のどこかに災害時の行動やコンセプトを表示してはいかがかという意見かと思いますが、参考とさせていただきたいと思います。

では、話題を進めまして、災害時の裁判所の業務の継続という点について、どういった業務から進めていくべきかというBCPの話に焦点を当てたいと思います。先程お示した業務継続計画について、裁判を再開する段階でどういった業務から進めていくべきかという話ですが、何か問題点や違った視点等ありましたら御指摘をお願いします。

簡単に申し上げますと、犯罪に対する対応は速やかに行わなければならないので令状関係については時を移さずして行うということになりますが、その後、緊急度の高いものから順次始めていくということですが、保全事件やDV事件のように速やかに対処しなければいけないものから力を注いでいくという形で検討しているところです。

- 挙げられている項目に関しては、裁判所の判断で決めていただくのが妥当だと思います。問題は、継続するための必要な環境を整えられるかということだと思います。データベースは最高裁にあるという話でしたが、本庁が情報システムを使えない状況であれば最高裁もダメなのではないかという気がします。例えば、医療機関であれば、情報システムが使えないということになると診療ができないという事態が発生しますので、情報そのもののバックアップを地理的に遠くの場所で行いまして、最低限必要な情報の一部を抜き出したものを東京と大阪に分けて保管しております。それによって、大元の情報システムが破壊されても患者に症状や処方している薬を示せるようになっていて、非常に簡単な情報ではあり、実際に災害が起こったときに使ったということはまだないのですが、そのようなものが整備されています。令状事務等すぐに行わなければならない業務については、持っている情報が全てそろっていなくてもよいのであれば、必要な情報を抜き出してあらかじめ整備しておくことが裁判所でも必要なのではないかと思います。もう一点は、話が戻ってしまいますが、帰宅困難者について、建物内にいなかった人についても受け入れるのか受け入れないのかについては、最初に決めておかなければならないと思います。実は私の大学は、3.11のときに国立大学でありながら、緊急の重症患者を受け入れて病院としてそれに対応するために重症患者以外は受け入れないことを早めに決めて、門を閉じてしまいました。その後、いろいろなところから批判はされましたが、決めておかないとはっきりと行動できないのではないかと思います。個人的には、東京地方裁判所が外にいる一般の方を受け入れる必要性はないと思っています。庁舎内にいる人だけ対応して、いなかった人は対応しないという形にして、その代わりに早く機能を回復して、重要な部分から早期に業務を再開するという方針等を明確にされたほうがいいのではないかと思います。
- ◎ 公共機関としてどういう性格の機関であり、それをどう考えるかという問題だと思います。このあたりは他の方も意見がある部分かもしれませんが、いかがでしょうか。
- 東京都の試算では、震災時の帰宅困難者の見込みが90万人で、そのうち確保できている物資は30数万人分程度で、60万人分足りないということになります。3.11の時は、交通機関が止まりました。交通機関というのは、一定程度の震度以上の地震が発生した場合に、止めて、線路上に落下物がないか全て確認しなければならないことになっております。もし直下型大地震が来た場合には、交通機関が止まる期間が3.11のときよりも長いことが考えられます。そうすると、自宅に小さいお子さんがいる方等は必死に帰ろうとしますので、帰ろうとして通過していく方も多くいますし、余震が起きて避難したい場合も考えられますし、そのようなことも想定内に入れておくべきだと思います。他の官庁の多くは、帰宅困難者受入れ施設として登録されております。法務省でも本省以外の場所は登録されております。公共機関としてはなるべく多くの方を受け入れて人命を第一優先としていただきたいと思います。
- ◎ 立場が違くと様々な考えがあると思いますので、そういった御意見も踏まえて裁判

所としてもこれから災害時にどうするのかを考えていかなければいけないところだと思っております。

また、令状処理の関係ですが、令状に関しては、まだデータベースの世界ではなく紙ベースの世界です。令状処理は警察や検察庁から令状請求があって、紙ベースで来た資料を基に判断をしますので、データベースが使えないから令状処理ができないということは基本的にはありませんので、そこは心配しないでいただいてよいかと思います。ただ、どれくらいの状態から始められるかという話ですと、人がそろえば始められると考えられますが、刑事首席から説明してもらいます。

- 令状事務は、委員長からも説明があったとおり、紙ベースのアナログの手続ですので、裁判官と書記官さえ確保できていれば始められます。そういう意味では、一番開始しやすい業務とも言えます。
- 御指摘のとおり刑事訴訟法の世界は、けっこう紙でやっている部分が多いです。起訴状も全て紙で行っておりますし、警察から検察に来るものも全て紙が基本になります。全て燃えてしまう事態となればまた別の話ですが、裁判所も検察庁も耐震性の優れた建物ですし、検察庁も業務継続計画を作成しております。刑事訴訟法の問題は、あらゆる手続に厳しい時間制限があるということです。特に逮捕したり勾留したりする場合には、極めて厳しい時間制限がありますので、業務中に大震災が発生した場合はまだしも閉庁中に大震災が起きた場合でも検察庁としては、とにかく最低限の人員を確保して最低限の事務を3日間程度は、身柄に関する事務をなんとかこなしていくという態勢を作っております。
- ◎ 業務継続計画以外のことでも結構ですので、他に何かございますでしょうか。
- 小さなことなのですが、行動チェックリストに震災時に裁判官が発言する内容が記載されていますが、最初に「この建物は安全です。」と伝えていただいて、まず安心してもらうようにした方がいいかなという気がしました。
- ◎ 貴重な発言ありがとうございました。その点も加味して考えたいと思います。本日は、様々な観点から多くの御意見をいただきました。それを取り入れられるかどうか問題になる部分もあるかもしれませんが、できる限り皆様から頂いた御意見を踏まえまして、当庁の計画をより良い実効性のあるものにしていきたいと思っております。

第7 次回のテーマについて

奥田委員長から、次の話があった。

「裁判所の事件では、建築関係や知的財産関係等専門的知見を必要とする事件がかなり増えております。専門的知見をいかにして裁判所が受入れ、適切な事件解決に繋げていくかということは大きな問題だと思っております。そのため、専門的知見を踏まえて事件をどのように円滑に解決していくかを皆様に御紹介した上で、専門的知見の活用の在り方やどのような形で専門的知見を収集すればよいかについて御意見をお聞きしたいと思っております。この点、民事裁判の中では専門委員制度、鑑定制度、専門家調停委

員といったものがありますが、全てを議論の対象とすると話題が広がりすぎてしまうので、今回は専門委員制度に対象を絞って、専門的知見を裁判所がいかに関得し、個別の事件の解決にどのように生かしていくかという流れを紹介させていただいて、どの分野の専門的知見がどの事件で使えるのか、その分野の専門家を集める方法等について御意見いただければありがたいと思っております。」

以上から、次回の議題は、「専門的知見の活用について」になった。

第8 今後の開催期日について

- 1 次回の開催期日
2月16日（金）午後3時30分
- 2 次々回の開催期日
6月7日（木）午後3時30分